



東海公取協

第34号

東海不動産公正取引協議会

会長 山田 美喜男

〒451-0031

名古屋市西区城西5丁目1番14号
愛知県不動産会館 1階

編集発行責任者

広報委員長 斎田 貞明

2011年9月発行

「第45回定期総会」を去る6月17日、キャッスルプラザ4階「鳳凰の間（北）」において開催した。

公正取引委員会事務総局中部事務所 長澤文男総務管理官、国土交通省中部地方整備局建政部 古川陽部長、同 建設産業課 近藤高史課長補佐、愛知県建設部建設業不動産業課 右近道康課長補佐、愛知県県民生活部県民生活課事業者指導グループ 藤田雅史主任のご臨席をいただき盛大にとり行った。

野邊理事の司会のもと、開会冒頭、東辻副会長より開会の辞が述べられ、続いて山田会長より総会開催の挨拶があった。

来賓を代表して公正取引委員会事務総局中部事務所 長澤総務管理官、国土交通省中部地方整備局建政部 古川部長、愛知県建設部建設業不動産業課 右近課長補佐の方々よりご挨拶をいただき、来賓全員の紹介後、各議事の審議に入った。

議事審議にあたり議長の選出を行い、市川副会長が議長に選出された。

最初に、資格審査委員の高山理事、出口理事の両氏から総会成立の報告を受け、各議案の審議に移った。

第1号議案、平成22年度事業報告承認に関する件、及び第2号議案、平成22年度収支決算書報告承認に関する件の両議案については関連議案であるので一括審議を行い、原案どおり可決承認された。

引き続いて、第3号議案、平成23年度事業計画（案）承認に関する件並びに、第4号議案、平成23年度収支



山田 美喜男 会長

予算書（案）に関する件についても関連議案であるので一括審議を行い、可決承認された。

続いて、第5号議案、役員補選に関する件について、理事候補者名簿に基づき審議が行われ、原案どおり可決承認された（別記名簿参照）。

また、山田会長より、役員補選に伴い広報委員長・委員が指名された（別記名簿参照）。

総会の全議事の審議を終え、退任役員に対し感謝状の授与と記念品の贈呈が行われた。

最後に、山路副会長が閉会の辞を述べ、予定どおり終了した。

引き続き、同ホテル4階「鳳凰の間（南）」において懇親会が開催された。山田会長の挨拶にはじまり、伊藤博前会長の乾杯により懇親となった。本年度は各地区調査指導委員も出席し、和やかな雰囲気のなかで歓談が行われた。

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官
長澤 文男 氏国土交通省中部地方整備局建政部 部長
古川 陽 氏愛知県建設部建設業不動産業課 課長補佐
右近 道康 氏

平成23年度 事業計画

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

昨年は政府による為替介入が行われたにも関わらず、外国為替相場における円の水準は高止まりを続けており、輸出産業を中心とした産業界に深刻な影響を及ぼしている。

一方、不動産業界においては、所得・雇用環境の不安から賃貸マンションの空き室問題や、新築マンションの需要の停滞などが続くものの、フラット35Sの拡充や住宅エコポイントなどの諸施策の効果が徐々に見られはじめており、また、建築住宅着工戸数が徐々に上昇していることからも、明るい兆しが感じられる。しかし、平成23年3月11日発生の東日本大震災は大きな傷跡を残し、一日も早い復興を願うものである。

このような状況下、消費者は企業の法令遵守に関心を寄せており、不動産業界においても同様の意識の高まりがみられることからも、当協議会の役割は今までにも増して重要になってきている。

については、①規約違反の未然防止に向けた、会員事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応、を引き続き重点事業として進める他、より効率的かつ有効的に当協議会諸事業を実施していくため組織体制の研究に取り組んでいく。

以下、平成23年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。



1. 広報関係

(1) 研修会等の実施について

① 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、不動産広告の適正化を推進するため、規約の解釈、最近の違反広告事例・相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等に要請し協力をしていく。

② 賛助会員に対する研修会

規約の解釈、違反事例等を中心とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

④ 規約改正への対応

不動産公正取引協議会連合会が中心となって進めている、規約の改正等について、所属構成団体等を通じ、迅速に会員事業者へ周知すると共に、賛助会員への周知を図っていく。

(2) 賛助会員への加入促進について

広報誌及びホームページ等を利用し賛助会員を不動産業者等に紹介するなどして、積極的に賛助会員の利用を呼びかける。また、会員事業者に対する研修会、並びに賛助会員未加入の広告代理店・印刷会社からの広告相談の際に、当協議会の設立趣旨や賛助会員制度のメリットを説明し加入を促していく。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

① 広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。

② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

ホームページを活用し、資料のダウンロードや相談内容Q&A、ニュースページを充実させるなどして、情報伝達の即応性を図る。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

会員事業者の目印を表す「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進し、会員事業者の規約への遵守意識を引き続き喚起する。

2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会(業務)について

① 規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「調査・指導・相談業務処理要綱」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。

② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように努める。

③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた会員事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

(2) 事前相談業務について

会員事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、公正競争規約違反の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の充実を図っていく。

(4) インターネット広告の対応

インターネットによる広告表示について、おとり広告や不当表示等にならないよう公正競争規約の適正な運用に努める。

(5) 他不動産公正取引協議会等との連携について

規約の運用に関し、①措置報告、②関係文書様式、③事情聴取の記録、④違反内容と措置区分の整合等、他不動産公正取引協議会と足並みを揃え、対応の平準化を進め、不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携の強化に努める。

3. 総務関係

(1) 総会及び理事会等の開催

- ① 第45回定期総会を次のとおり開催する。
日 時 平成23年6月17日(金)午後3時30分より
場 所 キャッスルプラザ
- ② 理事会については、必要に応じ適宜(年2回程度)開催する。
- ③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

(2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

本年度は、四国不動産公正取引協議会が幹事で第9回通常総会が開催される予定。また、平成24年度には当協議会が幹事となり不動産公正取引協議会連合会第10回通常総会を開催する予定であるため、実施対応について検討していく。

(3) 涉外関係

① 関係行政官庁との連携について

消費者庁及び公正取引委員会、また、東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

② 不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について検討・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

(4) 組織のあり方の研究

事業及び組織の合理化を図り、より効率的かつ継続的に当協議会諸事業を実施していくため、委員会編成・所管事業をはじめとした当協議会の組織体制の研究、及び財政基盤についての検証に取り組む。

また、必要に応じて諸規則の変更・対応を図る。その他、将来的な当協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。

インターネット広告について

近年、インターネット広告において、既に成約済みとなっている物件や架空物件を広告表示する事例が増加しています。

今後、インターネット広告はますます増加し、消費者にとって不動産購入・賃貸の重要な情報源としてその利用価値も高まるものと考えられますが、このような広告表示は、消費者に対して取引できない物件を紹介しているものであるため、表示規約第21条に規定する「おとり広告」に該当する違反行為です。

つきましては、会員の皆様におかれましても、インターネット広告の情報管理を徹底するなど充分ご注意頂き、違反行為の疑いのあるインターネット広告に気付かれた際には、本協議会事務局(電話052-529-3300)までご連絡下さいようお願い致します。

『まるちゃんの公正競争規約を知って守って適正な広告表示』

(平成23年4月発行) 1冊 100円

◆ 表示規約及び景品規約をイラスト入りでわかりやすく解説した小冊子が発行されました(全24ページ・4色カラー)。

ご必要の方は、当協議会事務局に事前連絡の上、ご来会下さい。また、ご遠方の方は郵送にて対応いたしますので、当協議会事務局(052-529-3300)にご連絡下さい。



役員名簿(敬称略)

役職	氏名	所属団体名
会長	山田 美喜男	(社)愛知県宅地建物取引業協会
副会長	市川 宜克	(社)静岡県宅地建物取引業協会
副会長	山路 忠	(社)三重県宅地建物取引業協会
副会長	東辻 広行	(社)全日本不動産協会三重県本部
副会長	中尾 益大	(社)中部不動産協会
理事	小野田 征夫	(社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	野邊 保	(社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	高山 初夫	(社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	長澤 昌行	(社)静岡県宅地建物取引業協会
理事	小林 修	(社)静岡県宅地建物取引業協会
理事	箕浦 茂幸	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
理事	東俊之	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
理事	山口 敬一	(社)全日本不動産協会愛知県本部
理事	*疋田 貞明	(社)全日本不動産協会静岡県本部
理事	和田 晃	(社)全日本不動産協会岐阜県本部
理事	飯田 元征	(社)東海住宅宅地経営協会
理事	出口 泰規	(社)静岡県都市開発協会
理事	*生駒 浩一	(社)ナゴヤハウジングセンター
監事	水谷 九郎	(社)中部不動産協会
監事	桑原 宏	(社)岐阜県宅地建物取引業協会

委員会構成名簿(敬称略)

協議会事業の円滑な運用を期するため、総務、広報、調査指導委員会の各委員会が設けられている。

総務委員会

役職	氏名
委員長	小野田 征夫
副委員長	長澤 昌行
委員	野邊 保
委員	東俊之
委員	和田 晃

広報委員会

役職	氏名
委員長	*疋田 貞明
副委員長	出口 泰規
委員	高山 初夫
委員	*生駒 浩一

調査指導委員会

役職	氏名
委員長	飯田 元征
副委員長	箕浦 茂幸
副委員長	山口 敬一
委員	小林 修
委員	愛知地区調査指導委員長
委員	静岡地区調査指導委員長
委員	岐阜地区調査指導委員長
委員	三重地区調査指導委員長

※印 平成23年度就任

(敬称略)

賛助会員研修会開催

8月26日（金）午後1時45分よりウインクあいちにおいて賛助会員研修会が開催されました。この研修会は賛助会員を対象として、規約違反未然防止のために規約内容の周知、及び広告作成における業務支援を目的として行われております。

研修会は、賛助会員のうち29社64名の出席があり、疋田広報委員長の挨拶のあと、実際に取り扱われた違反事例等の紹介や表示規約の具体的な内容の解説を中心とした講義が行われました。



「不動産公正取引協議会連合会 幹事会」開催

平成23年7月7日～8日、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会(東京都)において不動産公正取引協議会連合会 幹事会が開催されました。

会議には、消費者庁表示対策課の山岡規約担当補佐、山下規約第一係長、国土交通省土地・建設産業局不動産業課不動産業指導室の鈴木流通整備係長のご臨席をいただき、次の事項について協議いたしました。

1. 第9回通常総会の準備について
2. 消費者庁及び国土交通省の不動産業に関する事項の説明について
3. 表示規約・施行規則一部変更案の進捗状況について
4. 公正競争規約の運用状況及び運用上の問題点について
5. 連合会ホームページの掲載内容の更新



今年度の不動産公正取引協議会連合会通常総会は、四国地区不動産公正取引協議会が幹事協議会となり、平成23年11月11日(金)にホテルクレメント徳島にて開催される予定です。

義務講習会制度について

1 義務講習会制度の概要

義務講習会制度は、「表示規約」や「景品規約」等に違反した事業者に対して、規約違反の再発防止の観点より行われる講習会です。規約違反に対する措置を受けた事業者は、「義務講習会」を受講しなければいけません。なお、この講習は有料となっております。

(1) 受講対象者

受講対象者は、「注意」の措置を2回以上受けた事業者、また、「厳重注意」、「文書警告」、「厳重警告」、「違約金課徴」のいずれかの措置を1回でも受けた事業者となっております。

(2) 受講料

受講料は、出席1名につき1万円となっております。

2 義務講習会を受けないようにするためには

広告等を作成する際には、違反を避けるためにもよく規約をご確認いただき、何か疑問点やご不明な点がありまし
たら東海不動産公正取引協議会へご相談下さい。

ご案内

『不動産の公正競争規約』
(平成21年11月発行) 1冊 100円

『不動産広告ハンドブック -新訂版-』
(平成20年1月発行) 1冊 200円

ご必要の方は、当協議会事務局に事前連絡の上、ご来会下さい。また、ご遠方の方は郵送にて対応いたしますので、当協議会事務局(052-529-3300)にご連絡下さい。



東海不動産公正取引協議会ホームページ

<http://www.tfkoutori.jp>

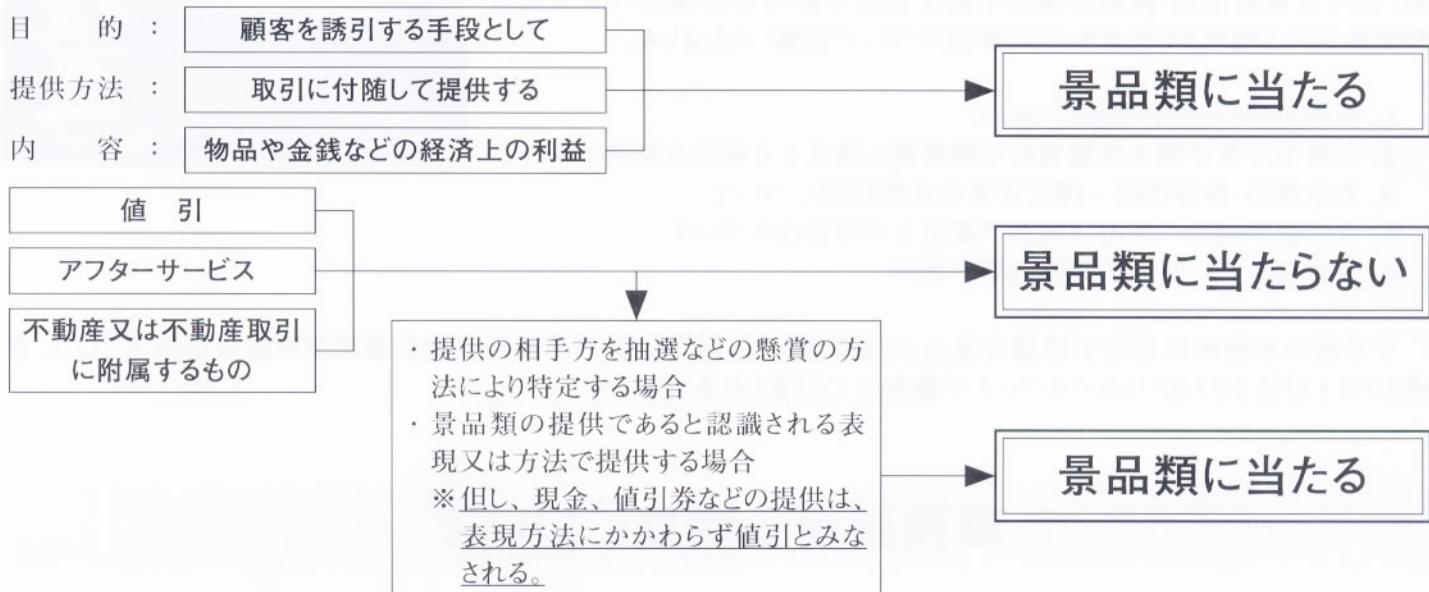
協議会の事業、不動産の公正競争規約等を掲載しています。
ご利用ください。



不動産の公正競争規約の解説(紙上研修)

景品規約

1 景品類とは



2 景品類の提供の制限

提供方法		最高限度額
一般懸賞景品	来場者、購入者等に抽選等で提供する場合	取引価額の20倍又は10万円のいずれか低い価額 (総額は取引予定総額の2%以内)
総付景品	来場者、購入者等の全員に、又は先着順で提供する場合	取引価額の10%又は100万円のいずれか低い価額 (注)
共同懸賞	一定地域の相当多数の事業者が共同して実施する年末大売り出し等で抽選等で提供する場合	30万円 (総額は取引予定総額の3%以内)

(注)一般ルールでは、総付景品の上限は、取引価額の20%までとなっており、100万円の上乗せ規制は行われていない。

3 独禁法によるオープン懸賞 ※ただし、平成18年4月27日廃止。

提供方法		最高限度額
オープン懸賞	一般消費者を対象として、取引に付隨しない方法で特定の者を選び物品や金銭などの経済上の利益を提供するもの。 例えば、新聞、テレビ、雑誌などで告知し、応募者の中から抽選等で当選者を決定させるものなど。	上限規制なし

4 「取引価額」とは何か。

取引様態等		取引価額
①売買等で売主又は代理の場合		物件価格
② 賃貸	貸主又は代理の場合で賃貸住宅等の場合	賃貸借契約を締結するために必要な費用の額（敷金など賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く）
	貸主又は代理の場合で借地権付物件の場合	権利金など返還されない金銭の授受があるものは、当該権利金の額（保証金、敷金など賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く）
③媒介の場合		媒介報酬限度額（ただし、売主、貸主等と共同して行う場合はそれぞれ上記による）

よくある相談事例

【表示規約第8条 必要な表示事項関係】

Q1: インターネット広告において、次の表示例のように「会員限定未公開物件」、「詳細はこちら」等と題して必要な表示事項の一部を表示するのみで、電子メールアドレス、氏名、連絡先等を記入して会員登録をしないと、詳細な物件概要など必要な表示事項のすべてが閲覧できないという手法を用いているホームページが見受けられます。このような広告は問題ないのでしょうか。

A: 表示規約第8条(必要な表示事項)において、規則で定める媒体(インターネット広告等の4区分)を用いて物件の表示をするときは、規則で定める一定の事項を「見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で明りように表示しなければならない。」と規定しています。したがって、インターネット広告において物件の広告をした場合は、物件概要など必要な表示事項のすべてを明りように表示しなければなりません。

ご質問のホームページは、物件情報の一部を掲載しているだけで、電子メールアドレス、氏名、連絡先等を記入して会員登録をしないと、

[A社のホームページの表示例]

会員限定 !! 未公開物件 !!
新築住宅〇〇市△町
〇〇駅歩6分5,400万円
中古住宅□□市〇町
△△駅歩9分2,980万円
詳細はこちら *

※「詳細はこちら」をクリックすると別ウインドウで会員登録の手続きを要求され、これをしないと詳細な物件概要など必要な表示事項のすべてを閲覧することができない。

詳細な物件概要など必要な表示事項のすべてが閲覧できないというものですから、規約第8条の規定に違反する広告となります。

なお、会員登録した方にのみ物件情報を提供したい場合は、物件の広告と判断されないよう物件情報を一切表示せずに、例えば「当社の会員にご登録いただいた方のみに提供する物件情報もございます。興味のある方は会員登録手続きを行ってください。追って、IDとパスワードをご連絡いたします。」等と記載の上、会員手続きをとった方のみ物件情報を開示することは問題ありません。

【表示規約第9条 予告広告関係】

Q2: 総戸数60戸の新築分譲マンションを数期に分けて販売したいと考えていますが、第1期の販売戸数が確定しておりませんので、総戸数60戸全体の予定価格(予定最低価格、予定最高価格及び予定最多価格帯)、専有面積及びバルコニー面積を記載して予告広告を行う予定です。

ここで心配なのは、仮に、予告広告に記載した予定最低価格に対応する住戸を第1期の販売対象とせず、次期以降の販売対象とした場合、第1期の本広告の価格だけをみると、予告広告において記載した最低価格に対応する住戸がないため値上げしたものとみなされ、規約に違反する不当表示として問題になるのではないかという点ですが、規約上の取扱いを教えてください。

A: 予告広告を行う場合は、表示規約施行規則第6条第3項において、必要な表示事項は、第1号から第5号までに掲げる事項であるとし、第5号には、「予告広告をする時点において、すべての予定販売区画、予定販売戸数又は予定賃貸戸数を一括して販売(取引)するか、又は数期に分けて販売(取引)するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において販売区画数、販売戸数又は賃貸戸数を明示する旨」規定しています。

したがって、ご質問の場合は、第5号の規定に基づいて表示すれば問題はなく、仮に、第1期の本広告で表示した最低価格が予告広告で表示した予定最低価格を上回った価格であったとしても、規約に違反するものとしては取り扱われません。

ちなみに、予告広告で表示した予定最低価格が次期以降の販売対象住戸のいずれにも該当しないといったことにならないよう注意が必要です。

[参考: 予告広告の表示例]

予告広告

第1期販売予定時期／平成23年11月下旬

※ 本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みには一切応じません。また、申込みの順位の確保に関する措置も講じません。

物件概要(全体概要)

●所在地／… ●交通／… ●総戸数／60戸 ●第1期販売戸数／未定 ●予定販売価格／4,300万円～5,500万円・予定最多販売価格帯4,700万円台 ●専有面積／77m²～106m² ●バルコニー面積／10m²～23m² ●取引態様／売主…

※ 総戸数60戸を数期に分けて販売する予定ですが、第1期の販売予定住戸が確定していません。当該広告に記載した予定価格、専有面積及びバルコニー面積は、総戸数60戸全体を対象としております。本広告において、第1期の販売戸数とともに第1期分の価格、専有面積及びバルコニー面積をお伝えします。

【表示規約第21条 おとり広告関係】

Q3: 販売戸数5戸の新築分譲住宅の販売広告を行ったところ、1戸について申込みを受けたが、まだ契約には至っておらず、キャンセルの可能性もあるので、引き続き販売戸数を5戸とした広告を行いたいのですが、問題ないのでしょうか。

A: 申込みを受けた住戸は販売戸数から除外する必要があります。キャンセルになるかもしれません、順調にいけば契約に至る訳ですので、広告では契約したものとして取り扱うべきものです。販売戸数5

戸の広告を継続することは、結果として、実際には取引できない物件を広告したこととなり、「おとり広告」に該当する可能性が高くなります。

【景品規約関係】

Q4: 分譲マンションの来場者全員を対象に、抽選により1等30万円相当の海外旅行、2等2万円相当のワンセグテレビを提供し、1等と2等に外れた方すべてに参加賞として1,000円相当の図書カードを提供したいと考えています。全員に景品を提供しますので、この企画は、総付景品の提供行為(上限額:取引価額の10%又は100万円のいずれか低い価額)に該当すると考えてよいでしょうか?

A: 「懸賞による景品類の提供の制限に関する事項の制限の運用基準について」(昭和52年4月1日公正取引委員会事務局通達第4号、消費者庁みなし運用)では、「すべての商品に景品類を添付するが、その価額に差等があり、購入の際には相手方がその価額を判別できないようにしておく方法」も懸賞の方法に該当すると規定してお

り、ご質問の景品企画はこれに該当します。

したがって、ご質問の景品企画は、懸賞によらないで提供する景品類(総付景品)ではなく、懸賞により提供する景品類(懸賞景品)に該当するため、1等30万円相当の海外旅行は、その上限額の規定(取引価額の20倍又は10万円のいずれか低い価額)に違反します。

賛助会員のご紹介

下記の賛助会員各社は、不動産販売広告の企画作成にあたり、表示上の問題点等について、常に当協議会と密接に連絡を図っており、また、協議会主催の「研修会」に参加し、不動産の公正競争規約(表示・景品)に沿った適正な広告表示の確保に努めています。

また、当協議会構成団体の会員の皆様が作成される広告に携わる業者(広告代理店等)の方に賛助会員としてのご入会をお勧め下さい。

■賛助会員名簿(平成23年9月現在)

会社名	TEL
(株)アーバンプロジェクト	(052)589-8881
(株)アイ・アンド・キュアドバタイジング	(052)251-0380
(有)アイシフト	(0564)25-8170
(株)アイデックス	(058)276-8908
(株)アイル	(0547)37-0611
(株)アクシス	(052)252-5231
(株)アサプリホールディングス	(0594)23-5519
(株)アッシュデザイン	(0566)73-6399
アットホーム(株)名古屋営業所	(052)954-0330
(株)アドコウ	(053)456-7584
(株)アド大広名古屋	(052)770-8000
(株)アド・バンス	(052)961-3381
(株)アドプランナー	(052)852-0570
(株)アド読売	(052)204-1361
(株)アドライズ	(052)901-4713
アパートニュース出版(株)	(052)991-0100
(株)アンサークリエイション	(052)219-7311
(株)インターブレインズ	(052)332-6191
(有)ウエイブ	(0598)50-0262
ウサミ印刷(株)	(052)522-2361
(株)エイ・エス出版	(06)6396-9097
(株)エイ・ディー・コミュニケーションズ	(052)304-8811
(株)エスクオスト	(053)489-7538
(株)エフアイシー	(053)454-0127
(株)エフティーワークス	(052)481-7551
(株)エムアールエス	(052)204-1721
(株)エム・エス・エス	(055)983-0670
(株)エムディーエム	(052)486-2123
(株)オフィスオフサイド	(052)241-5881
(有)カタリスト	(052)228-0471
(有)ケイアンドエス	(0593)68-0034
(有)ケイ・プランズ	(0586)24-6700
(株)ケイ・クリエイト	(0586)86-0608
(株)広企プロモーション	(052)242-2151
廣告社(株)名古屋支社	(052)261-1051
コスタ(株)	(053)456-3824
駒田印刷(株)	(052)331-8881
(有)ザ・バード	(052)955-6591
(株)サンエー	(052)804-4985

会社名	TEL
(株)三晃社	(052)961-2214
(株)シー・エーブ	(052)931-0031
(株)シエム・シイ	(052)322-3695
(株)JTBクリエーション	(052)582-8551
(株)ジャパンプランニングセンター	(052)811-6123
(株)住宅新報社 大阪支社	(06)6202-8541
(株)新東通信	(052)951-3831
世界印刷販売(有)	(052)681-8211
全国書籍出版(株)	(052)973-1930
(株)創文社	(052)350-7011
(株)ダイワ	(054)288-2221
(株)中広	(052)486-1118
(株)中日アド企画	(052)239-1222
(株)CHINTAI	(052)204-3328
(株)DGコミュニケーションズ 名古屋支社	(052)950-3535
デジックスアンドリンク(株)	(058)397-0565
(株)電広	(052)243-3751
(株)電通 中部支社	(052)263-8071
(株)電通名鉄コミュニケーションズ	(052)459-0593
(株)ドーマン・アイシー	(052)229-9101
(株)東通エイジエンシー	(052)232-8050
東洋印刷工業(株)	(052)914-9111
(株)日東通信	(052)231-6441
日本アート印刷(株) 名古屋支店	(052)218-5433
(株)日本経済広告社	(052)243-0811
(株)バイオス	(087)868-3330
(株)万国社	(052)962-0611
(有)Piese	(054)260-5251
(株)ブレイクスルー	(0586)47-6282
(株)ベイシス	(052)228-0202
(株)奉仕堂印刷	(0532)32-1066
名和印刷工業(株)	(052)822-1581
メディアエムジー(株)大阪支店	(06)6341-7807
山菊印刷(株)	(052)731-1525
(株)読売広告社	(052)747-3700
(株)ライフデザイン	(0594)25-9177
(株)リクルート 名古屋支社	(052)203-3780
(有)ワース	(052)939-3822

不動産広告の作成の際は、当協議会賛助会員へのご用命をお勧めします。